

宮崎市新規創業者チャレンジ支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、創業を促すことで、雇用の場の確保と本市経済の発展につなげるとともに、創業後の事業の成長を図ることを目的とし、予算の範囲内において行う新規創業者チャレンジ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 所得税法第229条に規定する開業の届け出を行い、新たに事業を開始する場合又は新たに法人の設立登記を行い、事業を開始する場合をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる者をいう。
- (3) 創業者 事業を営んでいない個人で、新たに市内で中小企業者として事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。
- (4) 移住創業者 前3号の規程に該当し、前年度の4月1日以降に県外から市内に転入した又は本事業完了までに転入予定の者であり、かつ前年度1年間、市内に住民登録がなかった者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げるすべてを満たすものとする。

- (1) 市内に事務所・事業所（法人の場合は本店所在地）を置き、市内に住民票を有する者又は有する予定の者（法人の場合は代表者）（予定者については、実績報告時までに市内住民票を有する場合に限る）
 - (2) 事業計画書（様式第1号）を作成し、宮崎商工会議所、宮崎市生目商工会、佐土原町商工会、田野町商工会、高岡町商工会及び清武町商工会（以下「会議所及び5商工会」という。）のいずれかで、事前に確認を受けている者
 - (3) 会議所及び5商工会のいずれかの会員となり、開業した日から2年間は継続した経営指導を受ける見込みのある者
 - (4) 2年以上継続して市内で事業を行う見込みである者
 - (5) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に定める業種を営む者
 - (6) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく、宮崎市認定創業支援等事業計画において、特定創業支援等事業に位置付けられた支援を受けている、又は実績報告時までに受ける予定がある者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金交付の対象とならないものとする。
- (1) 当該補助金の申込みに係る同一の計画に対し、他の機関又は制度における同趣旨の補助金

等の交付を受けた者又は交付が確定している者

- (2) 市税を滞納している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- (4) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年12月16日条例第47号）第2条第1項第1号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (5) その他市長が補助金を交付することが不相当と認める者

（補助対象経費及び補助率等）

第4条 補助対象経費及び補助率等は、別表1に定めるとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に添えて、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費内訳書（様式第3号）
- (4) 補助対象経費に係る見積書の写し又は内容がわかるもの
- (5) 滞納無証明書
- (6) 宮崎市暴力団排除条例に基づく誓約書兼同意書（様式第4号）
- (7) 住民票の写し
- (8) その他、市長が必要と認める書類

（選考委員会の設置）

第6条 市長は、事業採択の可否及び事業内容の優劣を決定するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の設置については、市長が別に定める。

（交付決定）

第7条 市長は、第5条の規定による交付申請があったときは、補助金の交付額を決定し、補助金等交付決定書（規則様式第2号）により、補助対象者へ通知するものとする。

（計画の変更）

第8条 補助対象者は、第7条の規定による通知を受理した後において、当該事業計画を変更しようとする補助事業者は、変更の理由を付し、補助事業計画変更承認申請書（規則様式第3号）に事業計画書及び収支予算書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

（軽微な変更の範囲）

第9条 第8条の規定による軽微な変更とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の合計額の20パーセント以内の減少

(2) 事業の趣旨に影響を与えない変更

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助申請年度内に、補助事業実績報告書（規則様式第4号）に添えて、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 事業実施報告書（様式第5号）
- (2) 収支決算書（様式第6号）
- (3) 補助対象経費内訳書（様式第7号）
- (4) 補助対象経費に係る領収書等の写し（交付決定日以降のものであること）
- (5) 開業届出書又は登記事項証明書の写し（いずれも届出日が交付決定日以降であること）
- (6) 会議所及び5商工会のいずれかの会員となったことが分かる書類
- (7) 特定創業支援等事業の支援を受けたことを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 次の加算対象者については、前項に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 賃貸借加算対象者 居住地と異なる住所に事務所・事業所を設立したことが分かる書類
- (2) 移住者加算対象者（申請時に市内に住民票の登録がなかった者） 転入後の住民票の写し

3 市長は、前項の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金等交付確定通知書（規則様式第5号）により、補助対象者へ通知するものとする。

(届出)

第11条 補助金の交付を受けた者は、交付決定日から2年以内に、次に掲げる事由が発生した場合には、届出書（様式第8号）により、遅滞なく市長に届け出なければならない。

- (1) 市外への移転
- (2) 廃業等

2 補助金の交付を受けた者で、開業した日から2年以内に会議所及び5商工会のいずれかを退会した者は、届出書（様式第8号）により、遅延なく市長に届け出なければならない。

(報告義務)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、実施年度中の市が定めた期間までに、事業の進捗状況について、事業計画書（様式第1号）の確認を受けた会議所または5商工会に報告しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、交付年度以降、2年間は半年に1回、事業の進捗状況等について市長に報告しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 第11条各号に掲げる事由により、補助金の交付決定の取り消し、又は補助金の返還が相当

と市長が認めたとき。

(補助金の交付方法)

第14条 この補助金は、原則として、精算払いとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

1 補助対象経費

設備工事費	店舗・事業所・駐車場に係るもの
賃借料	店舗・事業所・駐車場に係るもの(それぞれ最大3ヶ月分)
広告宣伝費	新聞広告費、HP作成費、ポスター・チラシ作成費等
備品購入費	事業開始に必要な1品(一組)あたり税抜き1万円以上のもの※

※事業用として使用するものについてのみ認められる。

2 補助率及び補助額

補助率	1/2以内	
補助基本額	10万円	
加算額 各10万円	U39加算	補助実施年度の3月31日時点で満39歳以下の者
	地域のにぎ わい加算	宮崎市都市計画図における商業地域又は近隣商業地域で集客が見込める店舗等(※1)を旧町域(佐土原町、高岡町、清武町、田野町)において創業する者
	賃貸借加算	実績報告時までに居住地とは異なる住所に事務所・事業所を構える者※2
	移住者加算	本要綱第2条第4項の規程に該当する者

※1 モノやサービスを直接個人(一般消費者)に提供する事業。

※2 借地借家法に基づく賃貸借契約を締結している場合に限る。

(備考)

1 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。